

[事案 25-163] 払済変更無効・契約無効請求

・平成 26 年 5 月 12 日 裁定打切り

※本事案の申立人（法人）は、[事案 25-132]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

払済保険への変更の無効と満期保険金の支払い、および新規加入した契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 9 月に、自分（法人代表者）の配偶者を被保険者として契約した養老保険（契約①）を払済保険に変更し、また、同年 10 月に新たに医療特約のある終身保険（契約②）を契約した。

しかしながら、以下の理由により、払済変更手続および契約②の契約を無効として、契約①の満期保険金を支払うとともに、契約②の既払込保険料を返してほしい。

(1) 契約時、募集人から虚偽の説明をされ、契約①を払済保険に変更するとは聞いていなかった。

(2) 自分および配偶者は、払済変更の意味も理解していなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、代表者および代表者の配偶者に対して、払済変更手続のチラシや設計書を使用しながら、払済変更手続や契約②の新規加入についての説明を複数回行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人（法人代表者）、その配偶者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

1. 申立人の主張の法的整理

代表者は、契約①を払済保険に変更するつもりはなかったと主張し、代表者の配偶者は契約①の満期保険金を維持したうえで契約②の追加申込みをした、と述べていることから、申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

(1) 契約①を、満期保険金を減少させるような変更ではないと錯誤（民法 95 条）して払済保険へ変更したことを理由に、同変更の無効を求めるもの。

(2) 契約②を、契約①の払済変更手続を前提とせず、新たに加入する契約であると錯誤（民法 95 条）して申込みをしたことを理由に、契約の無効等を求めるもの。

2. 以下の理由により、本件の適正な解決は、裁判手続において行われるべきであると判断する。

(1) 代表者およびその配偶者は、事情聴取において以下のとおり述べている。

(a) 契約②の申込みに際しては、申立人の店舗で、代表者らは顧客対応をしながら募集人の説明を受けており、その説明時間も 5 分程度であって、また、説明に税理士は同席していない。

(b) 契約①の払済保険についての説明はほとんど受けていない。

- (2) 一方で、募集人は事情聴取において以下のとおり述べている。
- (a) 営業部長とともに代表者らに対して複数回説明を行い、時間は1回につき30分程度であり、そのうちの1回は税理士の立ち会いのもとで行った。
 - (b) 契約①の払済変更に際しては払済保険についての説明書を使用し、ご契約内容のお知らせ書面を用いて満期保険金等の説明をした。
 - (c) 契約②の説明は、設計書等の書面を用いて行った。
- (3) 以上のとおり、代表者らと募集人の供述内容は説明がされた場所、説明の時間、方法、対象者等、契約時の状況のほぼ全てにわたって全く異なった内容となっていることから、当審査会では、錯誤の有無を判断する前提となる、事実関係を認定することができない。
- (4) 本件のように事実関係の対立が顕著な事案については、慎重な事実認定が必要とされることから、当事者のいずれかに主張の立証責任を負わせ、宣誓のうえ、過料または刑事罰の制裁を背景とし、保険会社の反対尋問権が保障される裁判手続における証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきであるが、裁判外紛争解決機関である当審査会は、そのような手続きを有していない。